

退職所得に係る市民税・府民税納入申告書（個人事業主用）の記載方法

個人事業主の方で、退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額を納入する場合に、次の記載例を参考に、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、法人事業主の方は、特別徴収税額通知書と併せて送付する「市民税・府民税納入書」の裏面に、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

＜記載例＞

①提出日 欄

提出年月日を記入してください。

②徴収月 欄

徴収月（退職手当等の支払月）を記入してください。

③納入人員 欄

退職手当等に対する所得割額を納入する従業員等の人数を記入してください。

④退職手当等支払金額 欄

退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。

⑤・⑥特別徴収税額（市民税・府民税）欄

退職手当等に対する所得割額を市民税・府民税の別に記入してください。

⑦特別徴収義務者 欄

特別徴収義務者（給与支払者）の郵便番号、住所（または事業所所在地）および氏名を記入のうえ、押印してください。

⑧個人番号 欄

お住まいの市区町村・特別区から通知される個人番号（マイナンバー）を記入してください。

⑨自身の個人番号に相違ない旨の申立 欄

個人番号を記載した書類を提出する際には、様式に記載の本人確認書類が必要ですが、これらの書類をお持ちでない場合は、必要事項を自署してください。

なお、こちらの住所欄には、住民基本台帳に登録しているご住所を記入してください。

退職所得に係る市民税 府民税 納入申告書(個人事業主用)																																		
(あて先) 大阪市長												(受 付 印)																						
令和 年 月 日提出																																		
令和 年 月分												人員 人																						
退職手当等支払金額		<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>8</td><td>6</td><td>7</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>8</td> </tr> </table>													十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			1	8	6	7	5	3	2	8
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																									
		1	8	6	7	5	3	2	8																									
特別徴収税額	市民税	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>																	1	5	2	2	0	0										
					1	5	2	2	0	0																								
府民税	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>																	1	0	1	4	0	0											
				1	0	1	4	0	0																									
(特別徴収義務者)																																		
郵便番号		5 3 0 - × × × ×																																
住所		大阪市北区梅田1-2-2																																
氏名		北 一郎																																
個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1																																
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税の退職所得に係る所得割の納入について申告します。																																		

※ 分離課税の退職所得に係る市民税・府民税(所得割)を納入される際には、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」及び「退職所得の特別徴収票(法人役員等のみ)」(各様式は大阪市ホームページを参照)を別途作成のうえ、船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口へご提出ください。

※ 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたため、納入申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。この納入申告書を船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口へご提出いただく際には、次の書類の提示をお願いいたします。なお、送の場合は、当該書類の写しを同封してください。

(※マイナンバー制度による市税の手続については、大阪市ホームページを参照)

【ご本人が提出される場合】

本人確認書類(個人番号を確認するための書類及び身元を確認するための書類)

【代理人の方が提出される場合】

本人確認書類(1.代理権を確認するための書類、2.代理人の方の身元を確認するための書類及び、3.本人の個人番号を確認するための書類)

◎ 個人番号を確認するための書類をお持ちでない場合は、以下の項目へ自署してください

個人番号													
氏名													
住所													
生年月日	元号	← 1: 明治 2: 大正 3: 昭和 4: 平成 5: 令和		年	月	日							

番号	本人	確認書類	代理人	代理権
大阪市 処理欄		個人番号カード ・ 通知カード 運転免許証 ・ 保険証 ・ ()		